

質問第一七二号

埼玉県における公立別学高校の廃止に向けた動きに関する第三回質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和六年六月十二日

鈴木 宗 男

参議院議長 尾辻 秀久 殿

埼玉県における公立別学高校の廃止に向けた動きに関する第三回質問主意書

埼玉県における公立別学高校の廃止に向けた動きに関し、私が二月二十七日に提出した再質問主意書（第二百十三回国会質問第五一号）に対する答弁書（内閣参質二二三第五一号）が三月八日に閣議決定され、送付された。

右答弁書で、政府は、男子のみを募集する筑波大学附属駒場高等学校、女子のみを募集するお茶の水女子大学附属高等学校が存在することは、女子差別撤廃条約に違反するとは認識していないという趣旨の答弁を行っていることに關し、以下質問する。

一 埼玉県において、男子のみを募集する浦和高校、春日部高校、川越高校、熊谷高校、松山高校、女子のみを募集する浦和第一女子高校、久喜高校、春日部女子高校、川越女子高校、熊谷女子高校、鴻巣女子高校、松山女子高校が存在することが、女子差別撤廃条約に違反すると外務省は認識しているか。違反すると認識しているならば、その理由について説明されたい。

二 前記一の回答は政府の共通見解か。
右質問する。